

下水道接続工事費補助 制度の拡充について

泳げる霞ヶ浦の達成に向けた水質浄化対策の推進として、森林湖沼環境税を活用した下水道接続工事の補助制度がさらに改正（拡充）されたことに伴い、本村の公共下水道及び農業集落排水における宅内接続工事に対する補助につきましても拡充制度を取り入れました。

令和5年4月～令和9年3月までの工事が対象

接続工事費補助拡充制度

- ① 下水道が使用できる区域になってから4年目以降（通常3年以内）の工事であっても補助の対象（限度額4万円、汲取り式からの転換は7万円）
- ② 65歳以上の方又は18歳未満の方がいる世帯のうち世帯の課税対象所得の合計額が348万円以下の世帯に対しては、接続工事費の一部を補助（限度額は①の補助額に31万円を加えた額）

◎ 制度の主な改正点

制度	① 下水道接続補助制度	② 下水道接続補助制度（拡充）	
		【改正前】	【改正後】
世帯要件	なし	65歳以上の方又は18歳未満の方がいる世帯	65歳以上の方又は18歳未満の方がいる世帯
収入要件 補助限度額	なし ①の額 (村・県補助)	世帯の課税対象所得の合計額が334万円以下 ②の額 (村・県補助)	世帯の課税標準額の合計額が348万円以下 ②の額 (村・県補助)
下水道エリア になってから	原則3年以内	4年目以降も対象	4年目以降も対象

※予算が上限に達し次第終了となります。

- ・ 拡充制度①については工事費の1/2の額（限度額4万円：汲取り式からの転換は7万円）
- ・ 拡充制度②については公共樹から宅地内への配管を改造による工事を対象とするため、新築による工事は除かれます。また、法人や団体は除かれ、貸家等の場合は所有者が対象となります。（※法人の代表者名での申請は可）
- ・ 18歳未満とは当該年度の4月1日現在の年齢、65歳以上とは当該年度の3月31日現在の年齢となります。
- ・ 村税等の滞納がある場合は補助金を交付できません。
- ・ 浄化槽・汲み取り槽からの切り替え工事（増改築）も可
- ・ 下水道の公共樹設置が必要な場合は別途「受益者負担金等」（26万円）がかかります。